○環境省告示第八十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月四日　　環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡楢葉町大字上繁岡字山根七十―四	畑	除草、反転耕又は深耕

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　AXCビル六階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年十一月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○中部地方整備局告示第百三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年八月四日　　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録建築物調査機関の名称
株式会社トータル建築確認評価センター

二　住所
三重県鈴鹿市西条一丁目七番七号

三　代表者氏名
代表取締役　宇納　芳樹

四　登録年月日
平成二十六年七月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社トータル建築確認評価センター　三重県鈴鹿市西条一丁目七番七号

○北海道開発局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月四日　　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・四・一〇三号停車場通

三　事業施行期間　自平成二十六年八月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　北海道伊達市山下町地内
使用の部分　なし

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　佐村　知子
（内閣官房副長官補付）同　山崎　史郎
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室長代理を命ずる（各通）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　増田　義一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房知的財産戦略推進事務局次長を命ずる
（厚生労働省大臣官房技術総括審議官）厚生労働技官　鈴木　康裕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房新型インフルエンザ等対策室室員を命ずる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　伊藤　明子
（同）同　麦島　健志
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室次長を兼ねて命ずる（各通）
（同）同　内田　要
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室長代理を兼ねて命ずる
（同）同　菊地　和博
（同）同　末宗　徹郎
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室次長を命ずる（各通）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　山根　啓
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房知的財産戦略推進事務局次長を免ずる
（防衛省大臣官房審議官（兼）情報本部副本部長）防衛書記官　鈴木　敦夫
兼官を免ずる
（防衛省南関東防衛局企画部長）同　深澤　雅貴
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する
（防衛省情報本部画像・地理部副部長）同　髙坂　久夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に採用する
内閣情報分析官を命ずる
（防衛省情報本部分析部分析第１０課長）同　室伏　祐二
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部管理課長）に採用する
（内閣府官民競争入札等監理委員会事務局参事官（併）大臣官房参事官（併）男女共同参画局）内閣府事務官　畠山　貴晃
（内閣府参事官（予算編成基本方針担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）（併）内閣府本府道州制特区担当室参事官（併）内閣府本府地域経済活性化支援機構担当室参事官）同　馬場　健
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）